

小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1 変更理由

小笠原国立公園は、東京の南方約 1,000km に位置し、南北約 400km に渡って散在する亜熱帯の島々からなる公園であり、昭和 47 年 10 月に指定された。父島、母島、聳島の三列島からなる小笠原群島、硫黄列島及び周辺孤立島で構成され、多くの固有種からなる独特の生態系が見られるとともに、発達した海食崖や多島海等、変化に富んだ島嶼景観を有している。また、サンゴ礁や熱帯魚、鯨類等が見られる海域も大きな特徴となっている。

本公園の公園計画等は、昭和 47 年の指定後、全般的な見直しが行われず現在に至っている。今回は、外来種に起因する自然環境保全上の課題や利用の多様化を踏まえ、小笠原独特の生態系、動植物相、自然景観等を適切に保護し、それらを基礎とした利用を推進するために、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

各島は、成因や地質等の差異により、海食崖や岩礁、沈水カルスト地形等の特色のある景観が見られる。また、ボニナイトという特殊な安山岩が大規模に露出し、良い保存状態で観察できる。

イ 植生

海洋で隔絶された亜熱帯性の島嶼であることから、固有種が多く、小笠原に自生する維管束植物の約 40% が固有種と考えられている。小笠原諸島の自然林は、父島や兄島の乾性低木林と母島の湿性高木林で代表される。

ウ 野生動物

在来の陸上哺乳類はオガサワラオオコウモリのみであるが、海産哺乳類はザトウクジラ等の回遊やミナミハンドウイルカ等の通年生息が確認されている。

鳥類は、小笠原固有の陸鳥が生息している他、海洋島であるため多くの海鳥の繁殖地にもなっている。また、昆虫類や陸産貝類についても、固有種が多い。

(2) 利用の現況

亜熱帯の海洋島の特異な植生や野生動物、海中景観等の自然探勝や自然体験を目的としたスキューバダイビング、シュノーケリング、ホエールウォッチング、シーカヤック等の利用が多く、利用形態も多様化している。

利用者数は年間約 2 万人（平成 18 年）程度である。

3 変更案の概要

(1) 公園区域の変更

○公園区域の追加（陸域）

- ・乾性低木林等の典型的な生態系が残っている地域及びムニンフトモモ、アカガシラカラスバト、陸産貝類等の固有希少種の生息・生育地等を公園区域に編入する。

No.	地域名	編入後の保護規制計画	面積
2~4	父島 乳頭山の一部	特別保護地区	1ha
		第1種特別地域	4ha
		第3種特別地域	11ha
5	〃 三日月山の一部	第2種特別地域	1ha
18	〃 時雨山の一部	第1種特別地域	9ha
19	〃 北袋沢の一部	第2種特別地域	16ha
27 ~ 29 32 ~ 34	母島 庚申塚、長浜、西台、東台の一部	特別保護地区	31ha
		第1種特別地域	6ha
		第2種特別地域	4ha
		第3種特別地域	56ha
		普通地域	18ha
42	母島 蝙蝠谷の一部	第1種特別地域	29ha
44	〃 南崎の一部	第1種特別地域	7ha
合計			193ha

○公園区域の追加（海域）

- ・鯨類の重要な生息地であり、ホエールウォッチング等の自然体験型利用の場としても重要な海域を公園区域に編入する。

8 父島・母島・聳島列島の沖合5km以内の海域 (沖合1km→5km)

9 西之島・北硫黄島の沖合2km以内の海域 (沖合1km→2km)

(※水深150~200m以浅に相当)

○公園区域の削除

- ・小笠原の主要な港湾として、施設の整備がなされており、国立公園としての資質が乏しい海域を削除する。

10 父島 二見港 15ha

(2) 保護規制計画の変更

ア 特別地域

- ・ 乾性低木林等の典型的な生態系が残っている地域やムニンフトモモ、アカガシラカラスバト、陸産貝類等の固有希少種の生息・生育地を保全するため、規制を強化する。

No.	地域名	変更前	→	変更後	面積
6～9	父島 旭山の一部	第1種特別地域	→	特別保護地区	7ha
		第2種特別地域	→	第1種特別地域	21ha
		第3種特別地域	→	第1種特別地域	12ha
10～14	父島 夜明山～東海岸	第1種特別地域	→	特別保護地区	33ha
		第2種特別地域	→	特別保護地区	38ha
		第2種特別地域	→	第1種特別地域	24ha
		第3種特別地域	→	第1種特別地域	40ha
20～25	父島 南袋沢～西海岸	第1種特別地域	→	特別保護地区	125ha
		第2種特別地域	→	特別保護地区	108ha
		第2種特別地域	→	第1種特別地	82ha
26	母島 東台の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	117ha
30、31	母島 西台～衣館	第2種特別地域	→	特別保護地区	91ha
		第3種特別地域	→	特別保護地区	35ha
35	母島 庚申塚の一部	第2種特別地域	→	第1種特別地域	24ha
36～41 43	母島 猪熊谷～長木山～船木山	第1種特別地域	→	特別保護地区	48ha
		第2種特別地域	→	特別保護地区	63ha
		第2種特別地域	→	第1種特別地域	61ha
45	母島 南崎の一部	第3種特別地域	→	第1種特別地域	58ha
46	聳島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	150ha
47	媒島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	58ha
48	弟島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	251ha
49	西島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	14ha
50、51	兄島の一部	第1種特別地域	→	特別保護地区	117ha
		普通地域	→	特別保護地区	312ha
52	姉島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	39ha
53	妹島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	42ha
54	姪島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	51ha
55	北硫黄島の一部	第2種特別地域	→	特別保護地区	237ha
56	西之島の一部	普通地域	→	特別保護地区	21ha
合計					2,279ha

- ・父島において、モクマオウやギンネム等の外来植物の侵入により固有の林相が失われており、外来樹木の伐採など外来種対策を考慮した地種区分に変更する。

No.	地域名	変更前	→	変更後	面積
1	父島 西町、三日月山、船見山 及び大根山の一部	第1種特別地域	→	第2種特別地域	85ha
15~17	父島 野羊山、コベペ、袋岬	第1種特別地域	→	第2種特別地域	52ha
合計					137ha

イ 海中公園地区

○海中公園地区の追加

- ・サンゴ礁が発達している海域を新たに指定する。

No.	地区名	面積
5	父島製氷海岸	3ha
6	父島巽湾地区（中海岸）	6ha
7	父島巽湾地区（鯨崎）	2ha
8	父島巽湾地区（西海岸）	6ha
10	母島椰子浜	85ha
11	母島ウエントロ	157ha
13	向島東海岸	48ha
合計		307ha

〔変更前〕

7箇所
447ha



〔変更後〕

14箇所
780ha

○海中公園地区の変更

- ・規模、構成種の多様性ともに小笠原最大級の地区を拡張する。

4 父島宮之浜・釣浜 13ha → 39ha

※13ha は再計測により得た値に基づく変更前の面積

ウ 地種区分別面積

() は再計測により得た値に基づく変更前の面積、ha

		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海中公 園地区
		特別保 護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小計			
面 積	変更後	4,934	949	534	194	6,611	18	6,629	780
	変更前	(2,945)	(1,039)	(1,847)	(272)	(6,103)	(333)	(6,436)	(447)
	増減	1,989	▲90	▲1,313	▲78	508	▲315	193	333
割合(%)		74.4	14.3	8.1	2.9	99.7	0.3	100.0	—

(3) 保護施設計画の変更

○保護施設計画の追加

- ・自然を保全、再生するための施設を整備する。
- 1 自然再生施設 東京都小笠原村（聳島列島）
- 4 自然再生施設 東京都小笠原村（西之島）
- 5 自然再生施設 東京都小笠原村（火山列島）

○保護施設計画の削除

- ・自然再生施設に整理統合するため、削除する。
- 1 植生復元施設 東京都小笠原村（聳島）
- 2 植生復元施設 東京都小笠原村（媒島）
- 3 植生復元施設 東京都小笠原村（嫁島）
- 4 植生復元施設 東京都小笠原村（西島）
- 5 植生復元施設 東京都小笠原村（南島）

(4) 利用施設計画の変更

ア 単独施設

○単独施設の追加

- ・公園利用上の必要性が高い施設を追加する。
- 2 園地 東京都小笠原村父島（三日月山）
- 3 宿舎 東京都小笠原村父島（奥村）
- 8 園地 東京都小笠原村父島（コペペ）
- 10 園地 東京都小笠原村父島（父島南崎）

- 11 園地 東京都小笠原村母島（北村）
- 12 園地 東京都小笠原村母島（庚申塚）
- 13 園地 東京都小笠原村母島（玉川ダム）
- 15 園地 東京都小笠原村母島（鮫ヶ崎）
- 16 園地 東京都小笠原村母島（御幸之浜）
- 17 園地 東京都小笠原村母島（母島南崎）

○単独施設の削除

- ・整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

- | | | | |
|---------|-------------------|---------|----------------|
| 1 宿舎 | 東京都小笠原村父島（宮の浜） | 25 園地 | 東京都小笠原村母島（西台） |
| 4 植物園 | 東京都小笠原村父島（三日月山北麓） | 26 宿舎 | 東京都小笠原村母島（北村） |
| 5 園地 | 東京都小笠原村父島（三日月山北麓） | 27 園地 | 東京都小笠原村母島（東山） |
| 8 野営場 | 東京都小笠原村父島（初寝浦） | 28 避難小屋 | 東京都小笠原村母島（境ヶ岳） |
| 12 宿舎 | 東京都小笠原村父島（小港） | 29 避難小屋 | 東京都小笠原村母島（乳房山） |
| 13 野営場 | 東京都小笠原村父島（小港） | 31 宿舎 | 東京都小笠原村母島（沖村） |
| 17 野営場 | 東京都小笠原村父島（南崎） | 32 園地 | 東京都小笠原村母島（沖村） |
| 19 園地 | 東京都小笠原村父島（高山） | 33 園地 | 東京都小笠原村母島（御幸浜） |
| 20 園地 | 東京都小笠原村父島（南袋沢） | 34 園地 | 東京都小笠原村母島（南崎） |
| 21 園地 | 東京都小笠原村父島（巽湾） | | |
| 23 避難小屋 | 東京都小笠原村父島（巽湾） | | |
| 24 園地 | 東京都小笠原村父島（巽崎） | | |

イ 道路（車道）

○車道の追加

- ・公園利用上の必要性が高い既存の車道を追加する。

2 三日月山線

6 母島南進線

○車道の変更

・公園区域の変更及び整備の状況を踏まえ、既存路線を変更する。

- 1 宮の浜線
- 3 父島周回線
- 5 母島北進線

ウ 道路（歩道）

○歩道の追加

・公園利用上の必要性が高い既存の歩道を追加する。

- 5 扇浦線

○歩道の変更

・利用実態及び整備状況を踏まえ、複数の路線を統合し整備する。

- 6 父島海岸線

・公園区域の変更、利用実態及び整備状況を踏まえ、既存路線を変更する。

- | | |
|---------|----------|
| 1 三日月山線 | 9 東山線 |
| 4 初寝浦線 | 10 石門線 |
| 8 西台線 | 11 母島山稜線 |

○歩道の削除

・整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

- 2 三日月山北麓線
- 7 中央山大滝線
- 8 大滝線
- 9 巽崎線

・園地の付帯施設に振り替えるため、歩道計画を削除する。

- 18 鮫ヶ崎線

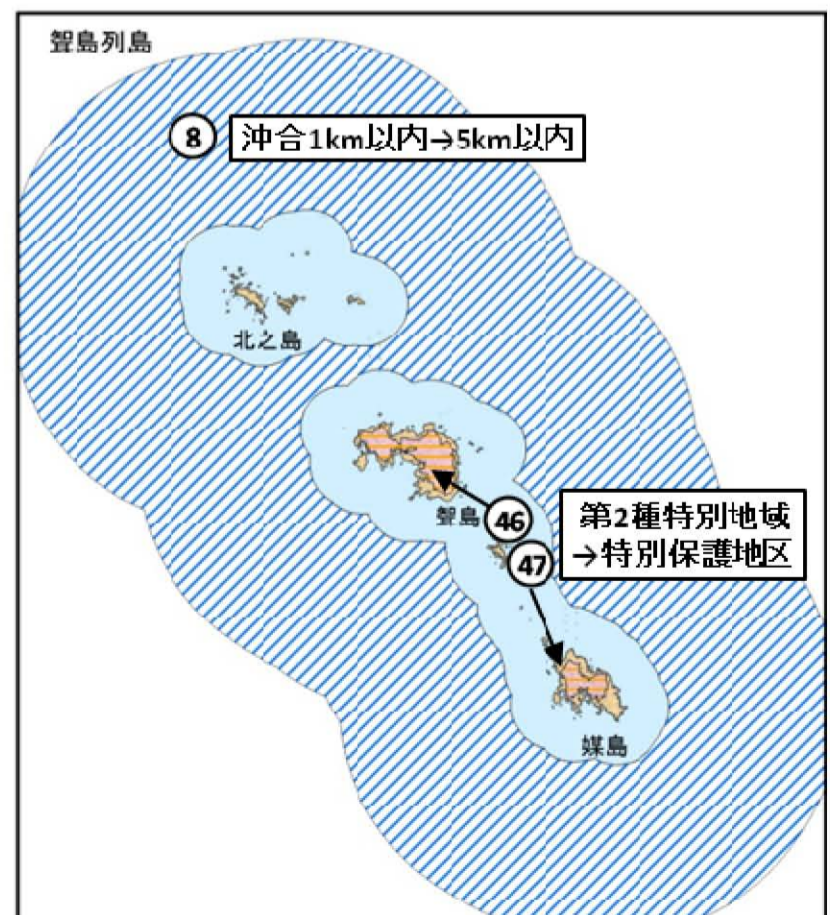
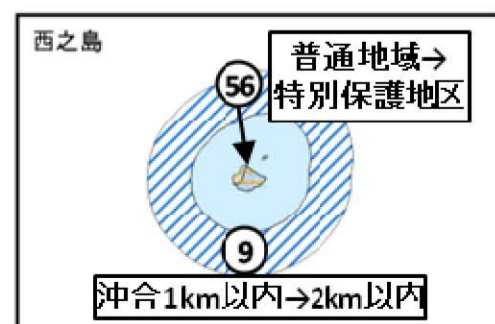
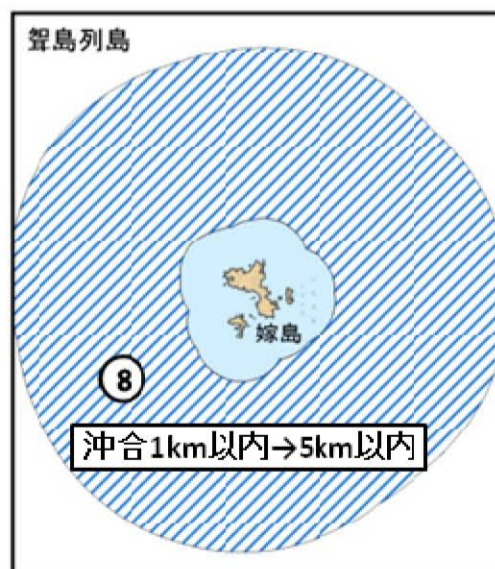
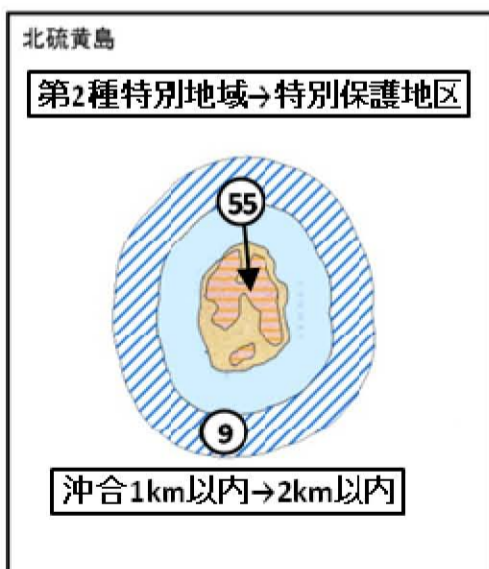
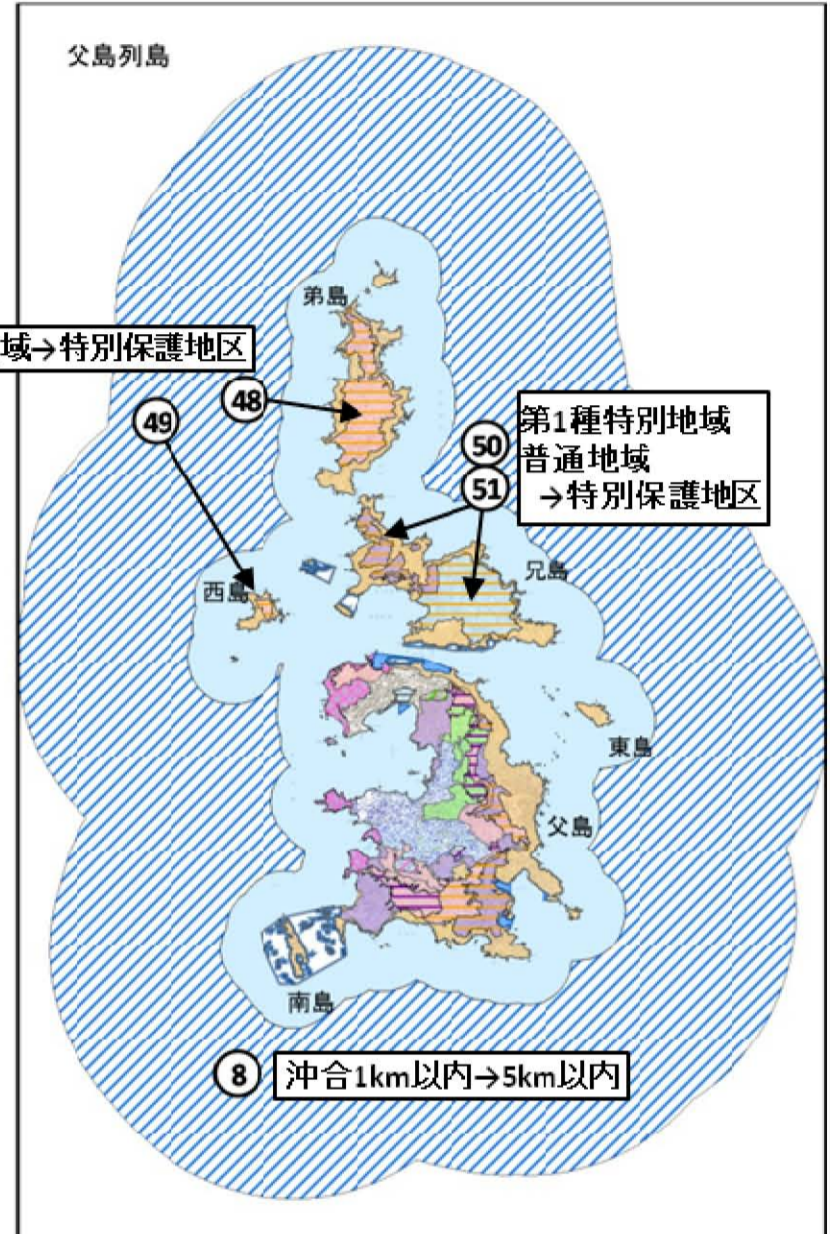
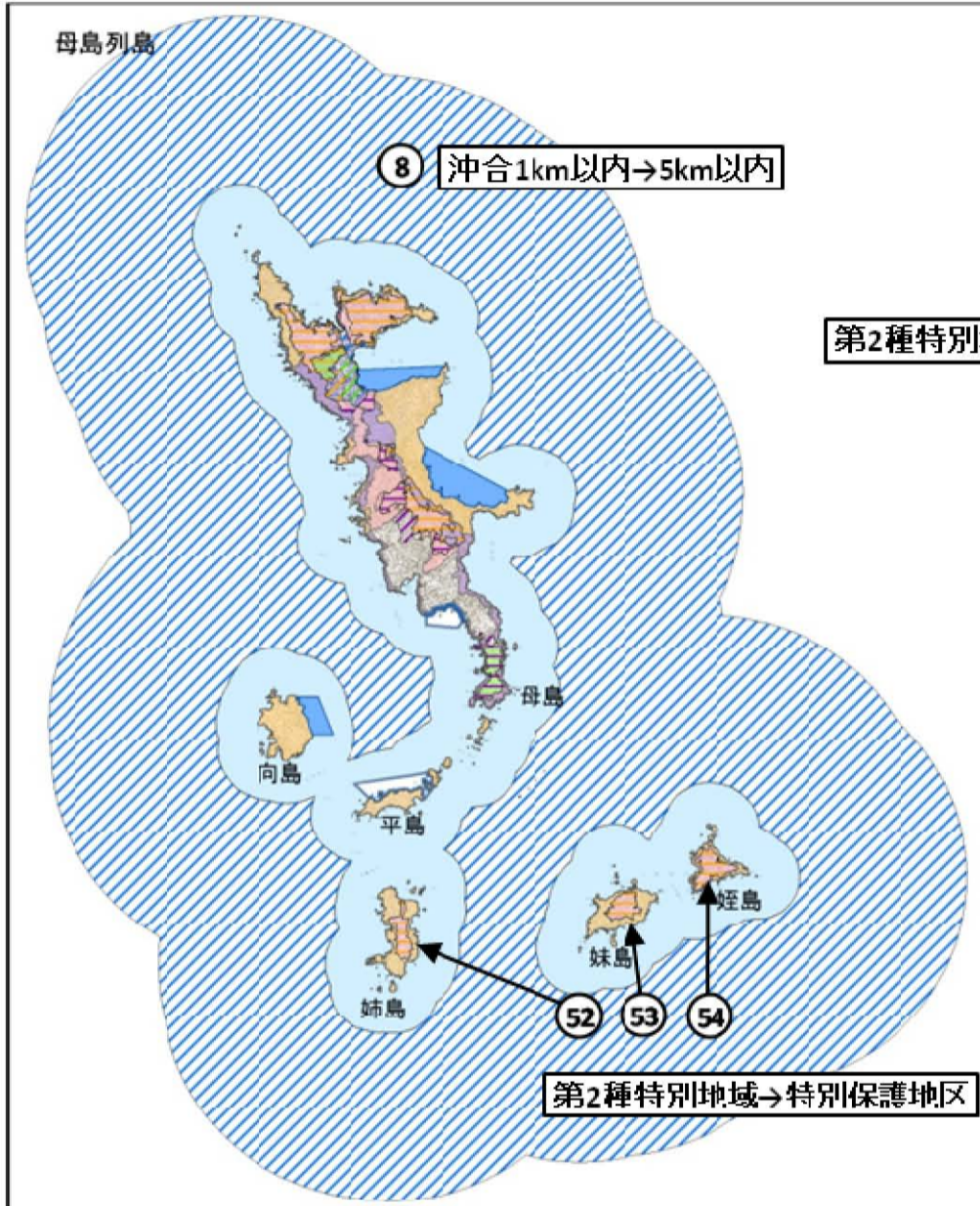
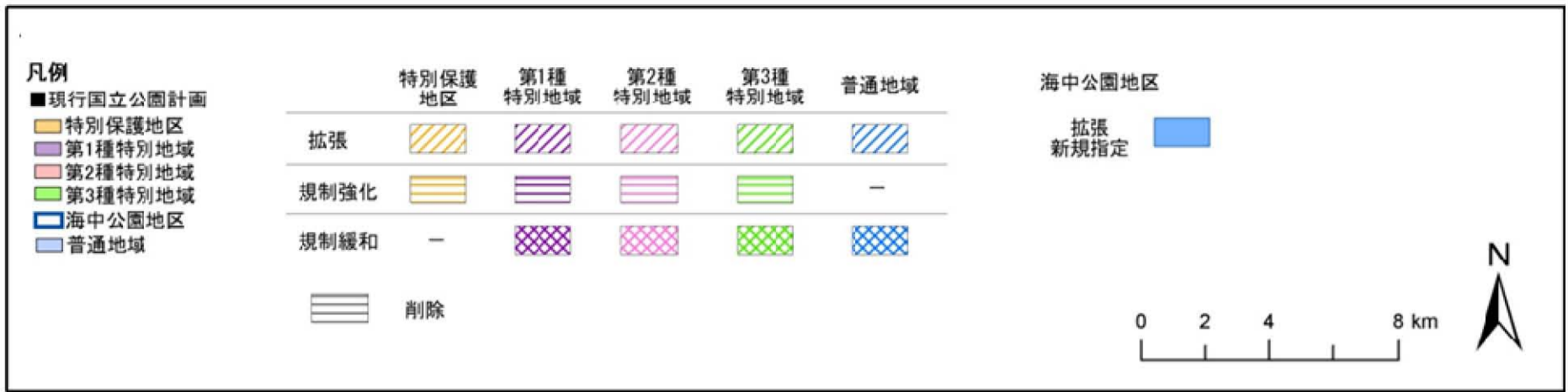
エ 運輸施設

○運輸施設の追加

・サンゴ礁及び海底地形を保護し適正な利用を図るため、係留施設を整備する。

- 1 係留施設 東京都小笠原村兄島（兄島瀬戸）
- 6 係留施設 東京都小笠原村父島（南島）
- 7 係留施設 東京都小笠原村母島（東港）
- 8 係留施設 東京都小笠原村母島（ウエントロ）
- 9 係留施設 東京都小笠原村母島（御幸之浜）
- 10 係留施設 東京都小笠原村向島（向島）
- 11 係留施設 東京都小笠原村母島（平島）

小笠原国立公園 公園区域及び公園計画変更図（全域）



※父島及び母島の変更については、別図で表す